

令和7年度 濑野川公園

「春の瀬野川公園まつり 2026」個別企画書—せのがわマルシェ

1. 開催趣旨

ハンドメイドや縁日などマルシェを開催し、自然豊かな瀬野川公園内での非日常体験の機会創出及び飲食物等の提供による公園来場者へのサービス向上を図ることを目的に実施する。

2. 開催日時

令和8年3月14日（土） 10:00～16:00

※雨天中止、今回の本イベントについては予備日を設けない。

3. 開催場所

広島市安芸区上瀬野町 濑野川公園（管理棟前園路）

4. 実施体系

◇主催

瀬野川公園 指定管理者（株式会社第一ビルサービス）

◇協力

広島キッチンカー協同組合

5. 責任区分

◇主催者：会場提供、搬入出時の車両誘導、関係機関への届出及び連絡

◇出店者：出店区画内・販売・取扱品に係る衛生及び安全管理に関する責任一切

6. 配置計画



7. 出店者の募集方法について

募集は以下の方法により行い、出店者を決定する。

- (1) 先着順の公募により募集を行う。
- (2) 募集数は次のとおりとする。

区画出店者：25区画程度 キッチンカー：3台

- (3) 募集期間は次のとおりとする。

・優先受付期間 令和7年12月3日（水）～令和7年12月14日（日）

・一般受付期間 令和7年12月15日（月）～令和8年1月31日（土）

<優先受付に関する条件>

優先受付は公的団体及び主催者関連施設に出店した実績がある者に限る。

これに該当しない者からの申込は一切受付を行うことができない。

また、受付できないことに関し、個別の連絡は行わない。

- (4) 応募はFormsにより行い、希望者自身で必要事項を入力すること。

※入力をした内容については今後主催者が関連施設において行うイベント等で
出店者の募集を行う際の参考資料とし、個別にお声掛けする場合がある。

- (5) 先着順の決定は受付完了時点とし、受付完了は入力内容に不備等がないことを
主催者が確認した時点とする。受付完了となった者を「出店予定者」と称する。
※入力内容に不備等が確認された場合には、修正内容を主催者が確認した時点

を受付完了とし、その間に募集数の上限に達した場合には受け付けない。

- (6) 主催者判断により募集数の上限を超えて受け付ける場合があるが、この場合で
もその数は軽微なものとし、出店予定者に過度な不利が生じることのないよう
配慮する。

- (7) 主たる販売品目等の競合により先着の出店予定者に不利が生じる場合もしくは
出店内容が不適切であると判断された場合には受付不可とする場合がある。

8. 審査手順について

審査に際し、「株式会社第一ビルサービス指定管理公園敷地出店規則」（以下、「出店規則」）の一部を準用し、以下の基準で審査を行う。

審査の結果により受付不可とする場合があるが、この場合に生じる損害について主催者は一切の責任を有しない。

- (1) 優先受付期間を設ける場合、申込者が受付対象の条件を満たしていること。
- (2) 出店規則第1条に適合すること。
- (3) 出店規則第2条に該当しないこと。
- (4) 上記「5. 責任区分」に記載の責任を十分に果たせる見込みがあること。
- (5) 主催者ならびに公園職員の指示に従い、円滑な運営に協力できること。
- (6) 主催者ならびに他の出店者と協働しイベントを盛り上げられること。
- (7) 所定期日までに必要書類を主催者まで提出できること。
- (8) その他、出店が不適切であると判断される事象を有しないこと。

9. 区画出店に係る区画及び出店料について

1区画3m×3mとし、出店料は3,000円/区画とする。

注1) 電気もしくは水道を使用する場合は別途300円を加算し、3,300円/区画とする。

注2) 電気・水道とともに使用する場合は別途500円を加算し、3,500円/区画とする。

注3) 電気の使用可能区画数は4区画までを上限とし、先着順とする。

注4) 水道は公園内の水道を飲用・調理用以外の用途で使用する場合に限る。

10. キッチンカー出店に係る区画及び出店料について

1台あたり3m×5mとし、出店料は5,000円とする。

注1) 電気は出店者自身にて用意すること。ただし出店場所によりこの限りではない。

注2) 水道は公園内の水道を飲用・調理用以外の用途に限り自由使用とする。

11. 出店料の支払方法について

出店料の支払方法は下記のいずれかとする。

(1) 出店当日9時～18時の間に公園管理センター窓口にて現金にて支払うこと。

(2) 当日の支払が難しい場合には、開催後1週間以内に公園管理センター窓口にて現金で支払うこと。

12. 出店料の減免について

出店料の減免は以下の基準で行う。

(1) 公的団体 出店料の全額

(2) 福祉団体 出店料の全額

(3) 協力団体 出店料の全額

※協力団体：企画運営及び出店者の募集に際し多大な協力をいただいた団体

(4) その他、減免が妥当であると認める場合 出店料の全額もしくは半額

13. キャンセル料について

キャンセル料は以下のとおりとする。

・開催日の4営業日前までに出店をとりやめた場合 無料(0%負担)とする。

・開催日の3営業日前以降に出店をとりやめた場合 全額(100%負担)とする。

※営業日は年末年始及び土日祝日を除く平日とする。

・災害や各種感染症の拡大が生じた場合を除き、降雨や降雪など天候不良に伴って

イベントが中止となった場合においても、原則として出店料の返還は行わない。

この場合、本件以降に当施設で行うイベントにおいて、1度に限り優先的に出店を受け付け、その際の出店料は無料とする。

・キャンセル料の支払は「9. 出店料の支払方法について」を準用する。

1 4. 出店許可の取消し及び変更について

出店許可の取消し及び変更に際し、出店規則 第8条を準用する。

出店予定者は取消し及び変更によって生じた損害の賠償を請求することができない。

1 5. 関係者搬入出について

資機材の搬入出及び設営が必要な場合には下記時間の間に完了させること。

- | | |
|-----------------|-----------------|
| ・搬入 8:00~8:30 | ・設営 8:00~9:00 |
| ・撤収 16:00~18:00 | ・搬出 16:30~18:00 |

※この時間中での対応が難しい場合は別途協議とする。



メイン駐車場の正面より入場します。

(青色の矢印)

入場時は係員の指示に従ってください。

管理棟前の関係者駐車場出入口より退場します。

(黄色の矢印)

退場時に出店者用駐車場をご案内いたします。

出店者用駐車場は出店者確定後にご連絡いたします。

1 6. 中止の判断について

(1) 令和8年3月1日(日)時点で各種感染症の拡大が拡がり、開催が不適切であると判断される場合は開催を中止とする。同日以降においても適宜判断とする。

(2) 令和8年3月11日(水)17時時点で開催日が荒天予報の場合、中止とする。

なお、基準は以下のとおりとする。

- ・1時間降水量が2mm以上かつ降水確率が70%以上の場合
- ・風速予報7m以上の場合

(3) 令和8年3月13日(金)17時時点で開催日が荒天予報の場合、中止とする。

なお、この場合の判断基準は(1)の基準に準ずる。

(4) 出展者・運営者において雨天でも実施を希望する場合は個別協議とする。